

社員が極力集まらずにできる社員総会の開催をご検討ください。

社員が極力集まらずにできる総会開催方法

(1) 書面表決・表決委任等の活用

NPO法第14条の7により、社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができます。また、定款で定めることにより、書面に代えて、電磁的方法（電子メール等）により表決することができます。

この方法で表決した方を会議の参加者に含めることができるため、会議への参加実数を減らすことができます（参加者をゼロにすることはできません）。

なお、定款で書面表決等による表決を制限している場合などはこの適用ができないことがありますので、貴法人の定款をご確認ください。

<標準的な定款の例（抜粋）>

第〇章 総会

（表決権等）

第〇条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は（中略）総会に出席したものとみなす。

この場合、

- ・書面による表決
- ・電磁的方法による表決
- ・表決の委任

の事項で表決することができます

上記以外に、「オンライン会議」や「みなし総会」の方法があります。

(2) インターネット等を利用した会議（オンライン会議）の活用

パソコンやスマートフォンなどのIT・ネットワーク技術の活用により、実際上の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。

※誰もが自由に発言ができ、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような環境が必要です。

(3) 社員総会の決議の省略（いわゆる「みなし総会」）

NPO法第14条の9により、理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす「みなし総会決議」が可能です。

実際に社員総会を開催せずに議決を取ることができますが、社員全員からの回答を得られない場合や、1人でも反対があった場合は適用できませんので、注意が必要です。

なお、みなし総会決議の場合、次の事項を記載した議事録を作成してください（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第6条）。

- ① 社員総会の決議があったものとみなす事項の内容
- ② 上記①事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなす日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

※社員が法人の業務に関して直接参画できる機会である社員総会については、極力開催することが望ましいことを鑑み、平時においても、みなし総会決議を推奨する趣旨ではありません。

上記(1)～(3)の表決方法について不明なことがある場合は、表面の問合せ先までご連絡ください。

NPO法人のみなさまへ

新型コロナウイルスの影響に伴う 社員総会開催や事業報告書等提出の取扱いについて

鳥取県 県民参画協働課

- NPO法人は、年1回必ず社員総会の開催が義務づけられています（NPO法第14条の2）。
また、事業年度が終了してから3カ月以内に前事業年度の事業報告書等を提出しなければいけません（NPO法第29条及び鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第8条）。
- 多くのNPO法人が、事業年度を「4月1日から3月31日まで」としており、この場合、事業報告書等の作成・提出を目的とした通常総会を4～6月中で開催しなければ、法令で定めた期限に提出が間に合いませんが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の期間が含まれており、本来の方法による総会の開催が大変困難な状況となっています。

そのため、まずは社員総会を次のいずれかの方法で開催することをご検討ください。また、事業報告書等の提出が遅れる場合は、下記問合せ先までご相談ください。

- (1) 書面表決・表決委任**
- (2) オンライン会議**
- (3) みなし総会**



※上記(1)～(3)の開催方法の説明は裏面をご確認ください。

《お問合せ先・書類の送付先》

名称		住所・連絡先
東部	鳥取県東部地域振興事務所 東部振興課	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176 電話 0857-20-3659 FAX 0857-20-3656
中部	鳥取県中部総合事務所 中部振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 電話 0858-23-3177 FAX 0858-23-3425
西部	鳥取県西部総合事務所 西部振興課	〒683-0054 米子市糺町一丁目 160 電話 0859-31-9694 FAX 0859-31-9639

- ◇新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、まずは電話でご相談いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ◇事業報告書等や役員の変更等届出書などの各種書類の提出は、郵送でも受け付けます。
- ◇最新情報はとりネット又は電話等でご確認ください (<https://www.pref.tottori.lg.jp/28026.htm>)。

社員が極力集まらずにできる総会開催方法は裏面へ